

産廃業者2社 県が事業停止

県は四日、産業廃棄物処分業の三光運輸（松阪市飯南町横野、野呂光社長）を十一月三日まで、三十日間の事業停止とした。

同社は木くずの破碎や動植物性残さを堆肥化する中間処理をしている。新たに設置した保管場所を届け出ず、底面が不透性材料で木くずを覆われていない場所で保管した。

また、管理票（マニフェスト）の交付を受けずに産業廃棄物の引き渡しを受けて収集運搬したとして、産業廃棄物収集運搬業のクリンサービス浜口（伊勢市佐八町、浜口菊芳社長）を十月十四日まで十日間の事業停止とした。